

第3回山北町自治基本条例策定委員会 会議録

○日 時 平成23年11月1日(火) 午後7時から9時23分

○場 所 山北町役場401会議室

1 委員長あいさつ

2 副委員長の選任

副会長が不在となったため現策定委員の中から再選出することになった。要綱第5条の規定により副委員長は委員長が指名するとされている。

3 本日の会議の予定

- ・ 本日は全ての条文について検討し、その後、策定委員会からの意見をもとに事務局(案)を作成し、委員に送付したい。
- ・ 次回(第4回)の会議は1月の昼間開催とし、会議の中で事務局(案)に対する各委員からの意見を述べてもらう。
- ・ 第5回の委員会は3月開催とし、修正意見等があればその場で修正し決定とする。
- ・ 第5回策定委員会での決定事項をもって、町長へ提言する形とする。
- ・ その後、町の考え方や議会の考え方等を網羅した中で決めていくことになる。
- ・ 策定委員会の任期は今年度だが平成24年度に議案提出する予定のため、議会への取りまとめ前の段階で策定委員には条例案を示す予定である。

4 議 事

(1) 議題

(ア) 会議の公開について(事務局による説明)

- ・ 本日の会議について、会議の最後にどこまで公開するかを決めてもらう。

【質疑応答】

委 員： 第2回策定委員会会議録P9後段部分は会議とは直接関係ないため削除してもらいたい。

事 務 局： 了解した。他にもあれば示してもらいたい。

委 員： 既に会議録の修正についてはご連絡しているが、趣旨のほかに、文章が通じるよう修正してもらいたい。

事 務 局： 件数が多い場合は、後ほどメール等で修正箇所を教えてもらいたい。

(イ) 前回会議の確認について(資料3について事務局による説明)

- ・ 意見は2名の策定委員から6件寄せられた。
- ・ 前文に関するもの、第3、7、8条に関する意見については協議してもらいたい。

【質疑応答】

委 員： 第3条に用語の定義を入れたらどうか。他市町でも用語を書いているところがある。責務はやるべき理想、義務はやらなければならないことと示した方がよい。用語の意味を分かりやすく書いたらどうかという意味である。この内容

は第3条だけでなく、第7条にも責務と義務がある。

事務局： 町民に対し責務と義務の意味の違いを示すということで、用語は事務局に任せてもらいたいが、条文の中に入れて行く方向で検討していきたい。また、他の条文にも影響があるため第3条に入れていきたい。

委員： 第8条の自治会等とは自治会以外には何を指すのか。前回会議でも説明があったが、他の団体はたくさんあるが情報公開条例に基づいた公開がされていない。本来であれば町から助成金等をもっている関係で公開されなければいけないと思う。

事務局： 町から助成金が出ている団体は約20団体で、それ以外を含めるとかなりの数がある。

委員： 全てはできないだろう。前回の会議では色々な団体のことと説明を受けた。

事務局： 自治体等の「等」は町が助成している団体とは限らない。広い意味の団体となる。

委員： それらの団体は情報公開をしていない。町長が役員等をしている組織は情報公開ができるようだ。

事務局： 立ち上げの段階では困難と考える。自治会等の部分は議論になる言葉と考える。

委員： 「等」は自治基本条例のポイントになる。例えば、助成金等で町との係わり合いのある団体というよりも、まちづくりを担う可能性のある集団や個人でも良いと思う。そのような者が含まれていることが分からないと、担い手が多様化されないのではないか。

委員： 把握しきれない団体は多数あると思う。

委員： 他の自治基本条例でも具体的に記述されており、条例(案)にある自治会等ではシンプルすぎると思う。

事務局： 「等」が何を指すのかを書ければ良いが、条文に入れることは困難なため、逐条解説に中に入れる形となる。自治会だけでは足りないと思う。

委員： 山北町の場合、自治会にも200戸以上ある大きな自治会と、10戸未満という小さな自治会があり、差がありすぎる。

事務局： 自治会を抜くことは難しい。逐条解説でまちづくり団体や福祉団体というように例を挙げて作りたい。この部分は示し方の課題もあるため、難しい部分である。

続いて、全体部分に移る。

委員： 前回会議では2つのアンケート等を示してもらったが、町の策定推進会議での条文等の取捨選択をした根拠を示してもらいたい。策定委員会は条例(案)を分かりやすくシンプルにするため検討しているが、他市町の状況を策定委員が知らなければならぬと感じた。茅ヶ崎市、ニセコ町、山北町を項目のみ比較すると、山北町の条例(案)は短い。項目は集約されており内容不足ということはないと思うが、集約の考え方があると思う。我々が素案を検討すると、何故そうなったのかと考えざるを得ない。そうした理由を示してもらえれば策定委員会で同じ議論をする必要がなくなる。更にそこから議論を進めるべきと考え

る。他自治体と比較した上で策定した内容を説明できると理解が進む。

事務局： 素案を作った際も紆余曲折があった。その経過を後日資料として渡す。

最初に説明したが、平成 22 年度に庁内会議である策定推進会議を開き素案を作った。山北町の条例(案)では全 23 条で示しているが、他の自治体では 30 条あるものもある。

素案について最初は、最低限必要と考えるもの、町民が受け入れやすい大きなくりのものとして、将来的に条文を削るのでなく足していく形のシンプルな素案を作ろうと考えた。

先進地事例も調べたが、福島県三春町、北海道ニセコ町、埼玉県秩父市、埼玉県鳩山町、神奈川県愛川町の 5 市町をモデルとして考えた。その中で必要と考える条文を抜き取った形だが、後日条例(案)を郵送する際に資料を同封する。

委員： 条文をそれぞれ見るよりは、何を反映させて素案が作られたのかという考え方を示してもらうことも必要だ。自治基本条例を作るにあたり、何を基本として作るのかを皆で共有されないまま議論を進めるのは危険と考える。

事務局： 条文について説明できればと思う。今話しのあった条例作成の考え方、条例の運営や策定委員会の提言がある。これについては 3 月になり町長に委員会から報告書を出す際に、条例の運営の仕方等に関する提言書を作りたいと考えている。

委員： 条例作成の考え方や素案の論拠については説明が必要と思われることから、仕上げの段階を意識して検討の成果物を作る必要があり、策定委員会として何をまとめて出していくのかということだと思う。

事務局： 提言書についても事前に郵送したいと考えている。

委員： 全ての条文については、統一的な文言の検証はされているのか。定義はされているが、条文を読むと違うのではないかと思う箇所があるように感じられる。検証済みと考えて良いのか。

事務局： 文言の検証は済んでいる。条例は読み手によってとらえ方が違うことがあるため、検証を済ませた上で、付則があれば逐条解説で対応することを考えている。一度作り終えたから終了ということではなく、戻ることも可能と考えている。

策定委員に伺いたい。第 7 条第 3 項に町民は納税等必要な義務を負うとあるが、第 3 条第 1 項第 1 号に定義付けてある町民には学生も含まれている。納税資格を有していない学生も町民という同じくくりに入るため、何か良い言い回しがないかを伺いたい。

委員： 第 7 条第 3 項には納税の義務を負うということではなく、必要な義務を負うとあるため、ここで読むことは可能と考える。

(ウ) 山北町自治基本条例素案に対する各委員の意見、事務局の考え方について(資料 1 により事務局説明)

- ・ 前回の会議では No.32 まで終えたため、決定内容や検討事項を事務局が説明した。
- ・ 前回と同様に、資料 1 に基づき条文ごとに委員からの意見と事務局の考えを説明するため、意見を出してもらった委員から考え方や付け加えがあれば発言してもらい

たい。

(第13条関係)

事務局： No.33についてはNo.11と同様と考えて「遵守」としたい。

委員： 総合計画と基本条例との関係について聞きたい。自治基本条例が全ての上位条例であるなら、第1項は総合計画を策定しなければならない、第2項は総合計画を策定する際は、条例を最大限尊重しなければならないとあり、条文的には順序が逆になるのではないか。

事務局： 総合計画の策定根拠となっていた地方自治法が地方分権に基づき改正されたことにより、総合計画の策定義務がなくなった。町としては総合計画を作るという意思表示であり、総合計画を作る際は条例を最大限尊重するということでの並び順である。

元々の総合計画は法定義務的なものだった。しかし、総合計画がない中で町政を運営するのは非現実的と考える。指摘内容はもっともだが、今回の自治基本条例を作ることにより総合計画策定を位置付けようとするものである。総合計画策定を明確にするための並び順となっている。

地方自治法にはなくなったが総合計画の策定をするということが前面に出すぎたかもしれない。事務局としては条例を良い意味で活用して、総合計画を位置付けたいと考えてのことである。

委員： 同じことを言っていると思う。まちづくりの一番重要なものとして総合計画があるのであれば、基本条例の中できちんと位置付けしておく必要がある。

事務局： 並びとして、まず第1項で総合計画を作る。第2項では総合計画の策定をする場合には条例を最大限尊重するとした順となっている。

委員： この条例(案)は自由度を持たせているため、総合計画を作る際も自由に違う方向に行くことが考えられないか。総合計画はそれに逸脱しない計画でなければならないと考える。色々な計画はあるが、町民のためにならない、まちづくりにならない計画や事業を位置付けてはならない。

事務局： 総合計画は、自治基本条例の精神に基づき、町民のため町のためにすべき姿を総論として出したものである。No.33の意見について条文の順序を含めて原案どおりとさせてもらう。

(第14条関係)

事務局： No.34は逐条解説に用語解説を加える形とする。No.35の意見については資料のとおりで行政改革プランも今は法的に作れということはなく、集中改革プランは平成21年度で終了しているが、町としては引き続き平成22年度から26年度までを目標とした第6次行政改革大綱を作っており、大きな内容では職員数の削減や財政、税の収納率、女性の共同参画等がある。No.36については、指摘のとおり修正する。

(第15条関係)

事務局： No.37、38は山北町には行政評価がないため、今後は自治基本条例を根拠として実施したいという意味である。山北町には行政評価のルールの規定がない状

態である。自治基本条例の中で、行政評価を制度化するということである。評価の方法だが、指摘された行政評価は民間評価とは馴染まない部分がある。例えば町民の満足度等は計れることはできるかもしれないが、まだ具体的な方法が制度化、画一化されていないため、今後期待してもらいたいという話である。

現状は役場の各課を呼び、聞き取りの中で進捗状況や費用等を毎年調査しているが、ここにある行政評価とは、シートを作り自己評価することで見れるように、数字として出したいと考えている。

委員： ニセコ町では行政評価をしていると聞いている。

事務局： ニセコ町の行政評価は進んでいると言われているが、良くなっている部分がある一方で、良い評価が出やすい項目に目が付きやすく、行政にとって大切な継続する部分には目が付き難いところがあるという話がニセコ町以外でも出ている。評価指標を作ると人事にも絡むことになり、その辺が民間の評価手法に馴染みきれないという所である。

ニセコ町は先行しているため、課題が見えてきたところである。役場職員の意識は非常に高いのだが、住民に対し、良い意味での利益還元がされているかは異論がある方も現実にいる。取り組み方は非常に難しく、総合計画の見直し時に指標を設け、住民の満足度をポイントにする自治体もある。必ずしも行政評価があるため良いというものではなく、町民の満足度と行政評価はイコールにならないことや、逆になることもある。含みを持たせ、後追いで行うため山北町に則した方法で行えれば良いだろうと思う。ここでは山北町として行政評価に真剣に取り組むと明文化したと捉えてもらいたい。

委員： 何かをやると良い、悪いとの評価は出るだろう。悪いとされた場合は考え直せばよいことである。

事務局： 行政評価を行うことで悪い部分も出てくると思う。No.39 は指摘のとおり修正する。

(第 16 条関係)

事務局： No.40 について、最初に作る条例をきつくしすぎると、今後もし社会情勢の変化があった場合に身動きができなくなることがある。一度義務規定とした条文を、努力規定にすることはないと考えるが、努力規定を義務規定に改正することはできると考えて、ここでは努力規定としたものである。

第 17 条の話だが、パブリックコメントについては庁内の課長から、どのレベルから必要なのかという意見が出ており、策定委員会で議論をした上で事務局として逐条解説を考えると回答した。第 16 条の説明責任については、第 17 条のパブリックコメントとセットとして考えてよいのではないかと思う。ある程度の大きな内容はパブリックコメントで実施しなければならないとし、説明責任については(案)のようにしたい。

委員： 第 16 条には二つの視点がある。一つはまちづくりの主体としての町を捉えた時に、町民の義務や責務と言っているため、それとのバランスを含め、町について努力規定で良いのかということである。もう一つは、将来はできるだけ実施するということが見えており、途中段階の表現がこれで良いのかということ

もあると思う。

事務局： 基本的に、善意で成り立つ条例がコンセプトにある。一方で住民に対して義務規定があり首長は努力規定ではバランスについてはどうかと思うが、あまりに縛ってしまうと、大局を見た時に町政が動かなくなることがある。そのような面を残しておきたいという思いがある。逐条解説の中で、努力規定とあるため答えなくても良いというものではないと、条文を補強する目的に解説を加えればよいと考えている。

委員： 説明責任についての考え方は、今まで町として重要視していなかったのか、従来からもやっていたが、改めて明文化されるのか。従来とで変化があったのかを聞きたい。

事務局： 逐条解説にも書いてあるが、これまでに町が行ってきた仕事は、一つのことを考えて委員会等を組織した場合、その委員会に町が作ったものを認めてもらう手段として実施してきた。しかし、今はそのような時代ではないため、住民から意見を聞いて修正していくというやり方に変わりつつある。その手段の一つとして第17条にあるパブリックコメントがしっかりとした位置付けになってくるのではないかと考えている。

委員： 何を言いたいかというと、かつてエコループプロジェクトの話があり、なぜ、町としてエコループ事業に手を挙げたのかを知りたかった。結果的には我々は十分な説明のないまま、最後に断念したとの話が来た。あの時にも説明責任という考え方はあったが、我々にとっては機能しなかったというように解釈すべきなのか。それとも、それを踏まえて改めて策定することとなったのかを知りたい。

事務局： 当時も説明責任という気持ちはあったかもしれないが、機能しなかった面があったのかもしれない。そうであれば、自治基本条例の中で説明をしなければいけない、そのためにはパブリックコメントという一つの制度も有効な制度であるという形である。

考え方が全くなかったという訳でなく機運はあったが、機能しなかったため規定したものである。町でも誤解されないようにしたい。決めるためには過程を定めたい。

委員： パブリックコメントの運用が曖昧で、町の都合でパブリックコメントを実施する、しないを決められるようになると、我々が本当に聞きたいと思っていることが聞けなくなってしまうのではと思っている。

事務局： 我々としては、そのようにならないようにするために自治基本条例に位置付けたいと考えている。また、町民が自治基本条例の規定を盾にして、役場に対して説明を求めることができるようになる。

委員： 担当者の解釈の仕方によってパブリックコメントを実施する、しないが分けられるような解釈でなく、説明するように努めなければならないという説明責任の規定を活用しようということになるのか。

事務局： そうである。逆に言えば、町側としても町民に誤解されないように、しっかりと説明しなければならないということになる。これまで他の条例にも説明責

任等に関する規定がなかった。町の方向を決めるときにはしっかりと説明する、町民の意見を聞くとしっかりと位置付けて、決めるまでの過程についても無視してはいけないと思う。

(第17条関係)

事務局： No.41、42はパブリックコメントについて規定したもののだが、ルールをある程度書くつもりである。自治基本条例からは外れるが、パブリックコメントを入れるため、要綱要領は、庁舎内でルールを作る必要があると考えている。それを町民に開示することにより、どのような事業がパブリックコメントになると分かるように想定している。現状ではパブリックコメントが実施される事業は町広報誌等にも載せているが年間1～2本程度で、福祉系で多くあるが他はあまりない。他の関係をどのようにルールに乗せるかが課題だが、今後、町として非常に重要な点であると考えている。

委員： パブリックコメント自体がどのようなものなのかを伺い。

事務局： パブリックコメントの部分だけが横文字だが、分かりやすい日本語に直すどのような言葉が適切か、パブリックコメントの方が分かりやすいのかを伺いたい。

委員： パブリックコメントは手法としては定着しているが、身近でないことも確かである。政策を作っていく上で住民参加の一つのツールではあるが、パブリックコメントだけが出ているという唐突感はある。その意味でパブリックコメントだけを出すのはどのような意味があるのかを含めて解説が必要と考えた。パブリックコメントだけが言及されていることに違和感はないか。

事務局： パブリックコメントは一般住民からすると馴染みがないと思うが、基本的に行政の中では定着されているという認識であり、自治基本条例を制定した先進自治体でも使われている。その一方でいきなり条文に横文字が出てくることに対して、条文にそぐわないのではないかとの意見が出ることもある。

例えば、町は各種事業計画等の町民の生活に影響を及ぼすような事項を取り決める場合においては、住民からの意見を聴く機会を設けなければならないという規定として、逐条解説において、例示的にパブリックコメント制度というように形で触れることは有り得る。しかし昨今はパブリックコメント制度やパブリックコメントの運用と盛り込むところのほうが出てきているため、どちらが良いということではない。

住民の意見を聴く手法にも各種あり、幅を持たせすぎると、町政の事務を考えたとき、パブリックコメント制度は条例上、非常に治まりが良いと捉えられている。しかし、横文字はどうかという意見もあり、住民からの意見聴取の方法として条文を設けることもある。その場合、逐条解説で一例として委員会形式として住民より意見を聴取する機会を設けるや、パブリックコメントを運用すると載せることになる。

いずれにしても、基本的に意思決定をする上で、町として町民から意見をいただく機会をできるだけ作るということを条文として作ることは、他の自治体でもある。どちらが良いという話ではなく、どちらが山北町に即しているかと

いう話である。

委員： パブリックコメントとはあまり聞いたことがなく、行政であれば一般化しているかもしれないが、一般住民や高齢者にとっては分かり難い。日本語表記としてもらいたい。

委員： 同意見である。山北町の条例なので日本語にしてもらいたい。

事務局： パブリックコメントと書いてある見出し部分を町民からの意見聴取として、手法として会議を開き意見を聴いたり、パブリックコメントの運用をすることをしたい。

委員： 日本語で表記できるものは日本語表記にしてもらいたい。

事務局： 書き換えてみる。

委員： 町で実施している自治会要望がある。あれは要望書かもしれないが、町からの回答があるので、一つのパブリックコメントだろう。パブリックコメントとあると立派な意見を出さなければいけないと思ってしまう難しいと思うので、これがパブリックコメントであると例示する必要がある。

委員： パブリックコメントとは実施された後に回答が公開されるものなのかを伺いたい。

事務局： 例えば、企画財政課としての見解という形で必ず公開されることになる。例えば、HP上でパブリックコメントのページを持ち、回答内容が分かるようにする。丁寧にやっているところではパブリックコメントを出した方に直接回答することもある。パブリックコメント制度としてではないが、山北町では意見や問合せがあった際は、今も直接電話や手紙等で対応している。

委員： 10年程前にやった時は公開されなかった。この条例により公開されることになる。

事務局： 常に情報公開を意識して行政を進めることを規定することになる。

(第18条関係)

事務局： No.43について、議会の役割や責務の記述をしたらどうかとの意見だが、議会については行政の立場からは中々入っていけないこともあり、議会が自主的ということになる。なお、決定されていないが議員自ら議会基本条例を作ろうという動きはある。

厳しいところでは議会という言葉を入れられない自治体もある。三権分立に抵触してしまい、憲法の規定に反してしまうことから、議会については、ごく限られた記載をすることとなり、議会の自主性に委ね、町からは何も言えないのが基本的な立場となる。町で議員の責務等を書くこと越権行為となってしまう。

委員： 町民から言う分には問題ないのか。

事務局： その場合は問題ないが、条例を制定するための主体が町となることから、町として議会に対して制約をかけるようなことは一切できない。議会は独立しており、行政が指示するようなことをしてはならない。よって、この程度の書き方になってしまう。

現在の策定委員会の動きについて、12月議会の中で説明する予定である。できれば、議会基本条例を作って欲しいと言いたいと考えている。議会について

は理解してもらいたい。

(第19条関係)

事務局： No.44、45 は策定委員会の会議の中で議論したい。

委員： 先ほど話しのあったエコループの件を考えて質問した。内容が町民にとって良いものであれば独断でも結構だが、エコループは考えさせられるものだった。あの時も住民投票ができないかと考えたが、法に則した住民投票は非常に難しい。この条例の住民投票は常設型となる。1市5町ではごみ処理場が不足しており、100 t の処理場を作ると国庫補助金が出るため、おそらく100 t 以上のものを建てようとするだろうが、ごみ処理場を作られた町は住環境に対して非常に影響を及ぼすことになる。

事務局： 住民への配慮として必要だとは思ふ。しかし議員への配慮という点で住民投票はとても難しい。住民投票は考え方が分かれるところである。そもそも議会議員は選挙で選ばれた住民の代表者の立場であるにも係わらず、住民が直接やれる住民投票をできるようにすることになる。これは二重になるのではとの意見も他の自治体では出ている。

その一方で、先ほどのパブリックコメントと同様だが、選挙は4年に一度で最新の世論を反映させているとは限らないことがある。よって住民として最後の手段を担保しておくことにより柔軟な対応ができるように住民投票制度を自治基本条例とセットにして位置付けるのが最近の流行りであった。しかし住民投票を入れると議会を蔑ろにしている、議員の立場がなくなると言われる。

しかし、住民投票はいわゆる伝家の宝刀であり、抜かれることはまずないというのが基本的な考え方である。その希少性、例えば基地やごみの最終処分場が来る等は住民にとって生活環境に大きな影響を与えるというような時において、明らかに首長、議会と民意が離反している時において実施される性質のものなので、制度があるからといって頻繁に使えるものではないという意味で、丁寧に説明し議会に納得をしてもらった上で条例に載せているところが多数ある。

議会に説明した中で議員も納得してもらおうように努めて、できるだけ理解をもらいたいと考えている。基本的には住民投票に関しては置きたいと考えている。

議会で理解してもらおうことは大事なプロセスであり、全員協議会の中で説明することになるが、そこで異論等が出れば改めて議論してもらおうことになるので、この段階ではこのまま置いても良いと考える。逆に(案)の段階で住民投票という目玉がない条例はどうかと思うので、このまま(案)を作らせてもらう。

(第20・21条関係)

事務局： No.46 は子ども及び高齢者のまちづくりへの参加を規定したものである。

委員： 子どもや高齢者が参加することは分かるが、なぜ子どもと高齢者だけを入れたのかが分からないため、丁寧にした方が良いと考えた。

事務局： 子どもと高齢者という表現が良いという現実的な議論がある一方で、障害者や母子家庭等という言葉は条例に入れて強調することが、そもそもどうかと考

えた。社会的弱者という言葉を使うことが良いのかという議論にもなる。その辺りの書き方が難しい。

では、なぜ子どもと高齢者としたのかと言えば、町民参加ということで、できるだけ応分の能力に応じて参加してもらいたいという願いがある中で、将来を担う子どもたちと先人の知恵、経験が豊富な高齢者の方々にも参加してもらいたいという事務局としての願いもあり、子どもや高齢者とした。

委員： 子どもと高齢者だけを入れたのか条文や解説だけでは読み取れない。年齢や立場に応じて参加できるという道を開くという趣旨は分かるので、丁寧に書いたらどうかということである。

委員： 時間がなかったため意見を書けなかったが、表現をもう少し丁寧にした方が良いと思う。中学生になると中学生らしい等の言葉を聞くが、それには抵抗感がある。それぞれの年齢というところもパンチがなく、もう少し丁寧に優しく分かりやすくしてもらいたい。

事務局： まちづくりへの町民の参加として一本化にして、町民はそれぞれの年齢に応じてまちづくりに参加するものとする、というようにすることもできる。また、それぞれの能力に応じてまちづくりに参加する、というようにすることも考えられる。今は年齢というくくりは大きく見られていない。

今の話を総括すると全体については第7条に出ており、第20条、第21条は削除すべきとなる。もしくは第20条、第21条の逐条解説に書いてある、立場やできる範囲の能力に応じてやってもらいたいということを、第7条の逐条解説に入れれば同じような理解をしてもらえらると思う。

委員： 子どもや高齢者の参画を呼びかけたくても、ここで盛り込んでしまうのは如何かと思う。例えば障害者だが、障害を持っている、それを障害ととらえるかという考えもある。それを盛り込むつもりがないという理由は理解できる。

事務局： 第7条町民の責務だが、ここの逐条解説に子どもや高齢者の係わり方を書き込めば、第20条、第21条はいらないという議論になる。しかし特に子どもや高齢者には参加してもらいたいということで、事務局の思いを込めて特出ししたものである。第7条にあることなので必要ないと言えば必要なくなる。

委員： 子どもという言葉を使い、また、ひとくくりでなく、それぞれの年齢というように書いてあることは、事務局の思いを感じる。

委員： 私は事務局(案)に賛成する。

事務局： 特出ししているところが多いのも事実である。まちづくりに子どもは関係ないと思われがちだが、総合学習の時間等で自治体から出張授業をして、子どもに町を知る、町に愛着を覚えてもらう一環で説明するために条例を使っていると聞いたことがある。

高齢者の中にも若い方はおり、まちづくりに参加してもらおう一方で、現役を退いたからといっても直ぐには、と言われる地域もあり入れているところがある。

また、これ以外に男女共同参画として女性という言葉を入れているところもあるが、あえて入れることで女性の参画が遅れていると思われるため止めると

いうところもある。条例には手作り感が大事で、何かの思いが入っていることは悪くないと思う。

当初、法理論的な話をしたとき、第7条があり重複感があるため不要との意見もあったが、思いがある場合、(案)の段階で削る必要はないということで入れた経過がある。

委員： 誤解を招かないような表現は必要かもしれないが、私はあっても良いのではと思う。私は高齢者が持っているポテンシャルに対して、実際に発揮している町への貢献度は、他の年代と比べて非常に大きいと感じる。高齢者となった方でも能力があるのであれば町のために貢献してもらいたいと伝えたいという思いが私にもあるためである。

また、子どもには経験をしてもらうことが、将来的にまちづくりに関心を持つ大人になっていくのではないかという期待があるためである。

事務局： 第20条、第21条を残すのであれば、そこの逐条解説にもう少し分かりやすくして、入れても良いのかもしれない。本来は第7条にあるが、あえて特出ししているので、一度(案)を作り、再度諮らせてもらいたい。今の段階で第7条に統合する結論を出す必要はないと思う。

委員： 第7条逐条解説に盛り込まず、第20条、第21条を残すこととした場合、それぞれの年齢に応じたまちづくりを皆が考えられるのだろうか。入れるなら、もう少し考える必要がある。

事務局： 年齢に応じてでも良かったのかもしれないが、それぞれのとは、子どもたちにも幼稚園、保育園、小学生、中学生、高校生等がおり、子どもの成長に応じた能力の発揮を考えてのことである。

委員： 年齢が引っ掛かるのであれば、年齢を削除しても良いのではないか。

事務局： それぞれに応じたとするということか。年齢にこだわる必要はないと思うが。

委員： 私も年齢が引っ掛かると思う。

委員： 子どもの参加について、チャンスがあると受け取る方もいると思う。

事務局： 委員から高齢者に関する発言があったが、できる人に年齢は関係ないはず。子どもたちとは年齢は違うかもしれないが、年齢があると70歳はだめだが60歳代であれば良いというように、決めてしまうことになるかもしれない。

委員： ニセコ町の条文には当初子どもが入っていなかったが、後から追加で子どもを入れたらしい。

委員： 「満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利」として、子どもに関して後から入れている。表現は山北町と似ていて、満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢に相応しいまちづくりに参加する権利を有する、という表現になっている。

事務局： ニセコ町の場合は権利保障をするという書き方になっている。原案では参加をするものとなっているが、柔らかく丁寧な表現にすると、ニセコ町のように権利保障を提示するという形となる。

委員： これは意見があって加えたものだろうか。

事務局： そうだと思う。ニセコ町は人口が数千人の町で、若い人が出て行ってしまう

という深刻な悩みがあった。そのため、次代を担う子どもたちに対しまちづくりをどのように動機付けするかという健全な議論があって付け加えたということらしい。

そのときも、やりなさいというより自発的にと考え、権利保障という書き方にするのはテクニックとして使われる。権利があるので、一緒にやりましようとした方が、説明もしやすい。

委員： ニセコ町では、まちづくりへの参加の推進という章としている。その中で一般論である「まちづくりに参加する権利」を第10条として、第11条が「満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利」、第12条が「まちづくりにおける町民の責務」、第13条が「まちづくりに参加する権利の拡充」となっており、ここが追加された部分と思われる。

そのようなくくりの中で、子どもをとらえる、あるいは高齢者をとらえ直すということは有り得ると思う。

事務局： 山北町でいうと地域活動等の第4章になる。

委員： 高齢者とは何歳以上を指すのか。

事務局： 逐条解説にもあるが、65歳以上を指す。老人福祉法で65歳以上が高齢者と位置付けられている。

委員： 確かに定年退職した方、特に男性は地域とのつながりが少ないため、ほとんど家から出てこない。まちづくりへの参加として一步を踏み出す方は少ない。

事務局： 第8章については色々な考え方を含めて事務局(案)を作り提案したい。

(第22条関係)

事務局： No.48は広域連携については、今後必要と考えられるため、そのまま残すこととする。

(第23条関係)

事務局： No.49は条例の見直しについて規定したものであるが、あえて見直しをすると規定している。他の条例では見直し規定はあまりなく、一度作られると法改正等がない限り条例改正をしないが、自治基本条例についてはあえて見直しをするとしたい。規定することにより4～5年後には必ず見直しをしなければならない。4～5年後には今回のように会議を開き、意見を聞いた中で見直しをすることを想定している。

委員： 4～5年後には見直しが必要と考える。

事務局： 先進事例でも半分以上が4～5年周期で見直しを実施しており、山北町も4～5年周期での見直しを考えている。

(全体を通して)

事務局： No.50以降は全体を通しての意見と事務局からの見解となる。

No.50、51は条例の性質上、ある程度は仕方ないと考えており、逐条解説で分かりやすくしたい。

No.52はこれまでの議論を踏まえることで方向性が出てくると思っている。

No.53は策定委員会の意見を尊重して作成したいと思っている。平成24年度は課長級が入った会議の中で、策定委員会の(案)をもって議会にかけて良いか

と最終審議することになる。

No.54については議会の関係だが、議会にも自ら作ってもらいたいと働きかけたい。説明の後、どのような雰囲気だったのかを策定委員に報告したい。

委員： 議会基本条例は様々なところで作られている。

事務局： No.55について自治基本条例策定委員に多くの応募があることを想定していた。また多くの方が手を挙げたからといって全てを公募委員とすることはできないため、判定基準を用意していたが2名の応募だけだったので判定基準は不要となった。

公募についてはもう少し多く出てくると思っていた。茅ヶ崎市では公募が多くなりすぎて収集がつかなくなるほどだった。自治体によっては公募が0名というところもあり、公募に回ってもらうこともあるとの話である。今回は期間がなかったため再募集をすることはなかった。

今後は行政内部や議会で審議することになるが、改めて策定委員会にフィードバックさせる仕組みとしたい。

委員： そこは私も言いたかったところである。

事務局： この場合、再度公募するというだけでなく、このような形で変わった等、フィードバックをさせてもらうので、協力願いたい。

No.56について町民の賛否をとったかということだが、自治基本条例の制定については総合計画に位置付けられており、総合計画の策定時に了解を得ているという解釈である。

No.57～61については小菅委員からの意見である。

委員： 今は、各条文を個別に確認しているが、全体としての見直しを行う必要がある。先ほどの定義等の話もあるが、盛り込むべき項目を網羅しているか、削ってきた項目を、復活させる必要はないか検討すべき。

当初は町の広報の中でコミュニティの育成や町財政についても触れると書かれていたが素案にはないため、なぜ落としたのか気になっていた。自治基本条例の作成において、たくさん先進事例がある中、我々が作る条例がどのようなレベルになっているのか、検証することが必要だと思う。

また、自治基本条例ができあがったとき、町民がどのように受け止めるのかを意識する必要がある、町民は何を求めているのかに答えられないと活きた条例にならない。

個人的な考えとしては、まちづくりに参加しようと思ったら、まずは条例を手引きとして見てもらい、このような活動ができるという道標やきっかけとなるようなものでないと、使われなくなってしまう。作った条例がより生きるようにするための検討が必要。

ニセコ町条例全体を通して読むと、ニセコ町は熱く語っていることがよく分かる。我々の素案を読むと、そこまでは達していないので、自分としてはこれを高めていけるようなものであれば、まちづくりも少しは進む礎ができるのではないかと思う。

事務局： 事務局も熱く語れるような条例を作りたいという気持ちは持っている。

今の意見について、本来は事務局として(案)を作らなければならなかった話かもしれないが、4～5年先もあるということを委員の皆さんにも考えてもらい、まずは条例を作り、足していきながら熱いものになっていければと思う。

本当に良い話ではあるが、直ぐには動かないと思え、4～5年後、10年後、15年後に誰かが読んだときに良い条例だと思ってもらえるような、常に進化していけるように考えていきたい。

自治基本条例は育てる条例と言われている。ニセコ町の条例も賛否両論が出ている。ニセコ町の条例には熱い思いはあるが、条例を作る際にも全町民が参加することは基本的に有り得ず、思いのある熱い文章には誰かの意思が必ずある。それが悪いとは言わないが、一方で客観性を損なっていると言われている。まちづくりは特定の人で動くべきものではなく、普遍的に動かなければならないという考え方で、あくまでも条例なので、あまり感情が出すぎるのはどうかとも言われている。

まちづくりに参画するための道標としてという話には全面的に賛成したい。ニセコ町は5年程前までは自治基本条例を作る際の教科書的に使われていたが、今は反面教師となっている側面もある。熱い思いはあるが、総意かという考え方もある。自治基本条例は育てる条例なので、最初は色がなくても後天的に色を付ける余地を残しておいても良いのではないかと思う。最初から熱い文章になるかと言われると違うかもしれないが、今後条例は変わるので、正式(案)を出す前、例えば前文の中でメッセージを入れることが考えられ、提案をもらえれば考えることができる。

委員： わかった。前文のメッセージ等は考えてみたい。また、別の提案として今回検討されたが、タイミングの問題や今後の検討として反映されなかった事項や考え方を、次の議論の題材として活かしていくことが必要であると思う。

事務局： No.62、63、64は参考になるものはアドバイスを受けたとして、事務局として使わせてもらい運営をさせてもらった。No.65は分科会という話で良いかとは思ったのだが、策定委員会の人数のこともあり、この部分は当初から断念していた。

委員： 皆が議論に参加しやすくすることが必要で、一同に介して議論することは良いが、条文を小分けにして、担当を作って議論しても良いくらいであると考えた。会議の運営上も効率的ではないか考えた。自治基本条例を作る時のプロセスそのものを自治基本条例の主旨に合わせた形でやってみたいという考えである。

事務局： No.66の今後のスケジュールは、あと2回程度を予定している。

No.67は情報公開についてはルールを決めて実施している。

No.68については指摘のとおりである。

No.69についてはまちづくりについてということで、条例よりも大きな範囲で町のことを意見いただいたので、これについては条文にという話ではなく、今後3月に向けて町長への提言書も考える必要があることから、町民周知を考える際に参考として文章を作りたいと考えている。

(前文について)

事務局： 前文について、第2回策定委員会の意見を受け、資料2のとおりキーワード集を作成したが、山北町をイメージする言葉として何が適切と思うかを伺いたい。水源の森林や清流は使えると思う。他の事例では、その市町村の地形が分かるようなものを1～2つ入れている。残りは、どこの市町村でも使えるような文章で前文はできている。

資料の中に質問表を用意したので、この質問表により委員1人最低1つ、最大2つまでキーワードと、選んだ理由を添えて事務局へ出してもらいたい。

キーワードは他の市町から見て、山北町だと分かりやすいところは何かを考えて選ぶのが望ましいと思うので、メール、電話、FAX等で事務局に連絡をしてもらいたい。前回の会議で検討を要すとしたところはあったが意見は聞いているため、これまでの会議録をもとに条例(案)を作らせてもらう。

1月の会議では修正、3月の会議では更に修正し提言書をまとめてもらう。その提言書を町に出してもらおう形とする。町は行政内部や議会の意見を聞き、提言で受けたものを含めて、最終的な(案)を出させてもらう。

どのように変わるのかは現策定委員会のメンバーを集め報告する、フィードバックする形をとりたいので、任期は今年度末までだが、来年度も係わってもらいたいので、延長させてもらうことを考えている。

(ア) 会議の公開について (事務局による説明)

- ・ 本日の会議について、前回の会議録については全委員の名前を伏せて委員として修正して、11月4日までに公開する。
- ・ 資料1は前回の資料として公開しているため今回は出さないこととする。資料2は非公開、資料3についても内部資料のため非公開としたい。
- ・ 第3回策定委員会については、会議次第と前回会議の会議録のみを公開すると説明し、策定委員から了承を得た。

(2) その他 特段なし

その他 特段なし